

(例規83)

陸幕施第75号
昭和54年3月26日

改正	昭和54年9月20日陸幕総第315号	昭和56年6月1日陸幕施第170号
	昭和57年6月16日陸幕施第145号	平成元年2月10日陸幕法第25号
	平成6年3月17日陸幕施第71号	平成19年1月9日陸幕法第1号
	平成21年2月3日陸幕法第10号	平成31年4月19日陸幕法第133号
	令和元年6月27日陸幕法第68号	令和5年3月14日陸幕施第100号
	令和6年3月13日陸幕施第36号	

各方面総監
中央業務支援隊長 殿
自衛隊中央病院長

陸上幕僚長
(公印省略)

(例規83)

部外給水料金等の算定及び徴収料金の取扱いについて(通達)
(施定第204号)

標記について、駐屯地等の施設を使用して部外者に給水・給電・給汽・都市ガス供給及び汚水処理施設を使用させる場合の使用料の徴収範囲並びに使用料の算定及び徴収した使用料の取扱いについては、昭和54年4月1日以降下記により実施されたい。

なお、陸幕施第75号(45.3.3)「部外給水料金等の算定及び徴収料金の取扱いについて(通達)」(例規83)及び陸幕施第240号(45.8.24)「私有電気機器等用電気料の算定及び徴収料金の取扱いについて(通達)」(例規83)は、昭和54年3月末日をもって廃止する。

記

1 部外者の範囲

この通達において、部外者とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事請負業者
- (2) 陸上自衛隊の施設を使用して物品等を販売又は役務を提供する業者
- (3) 防衛省共済組合(当該組合事業のうち、隊員の営内生活に不可欠な事

業を除く食堂・クラブ・飲食物の販売（当該自動販売機を含む。）等）

- (4) 防衛省以外の国の機関
- (5) 地方公共団体及び公共企業体
- (6) 国家公務員宿舎（借上宿舎、防衛省共済組合住宅を含む。）の居住者
- (7) 私有電気機器を使用する隊員
- (8) 駐屯地、分屯地、演習場、訓練施設、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部（以下「駐屯地等」という。）の周辺市町村居住者、会社、その他の団体（防衛省共済組合が防衛省職員のために団体保険の事務処理を委託した者を除く。）

2 徴収料金の算定要領

(1) 徴収料金の算定

水道料金・電気料金・蒸気料金・都市ガス料金・汚水処理料金（以下「水道料金等」という。）は、別紙第1により算定するものとする。この場合、確定金額に円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 総合単価の算出

ア 前号の算定に用いる総合単価は、年間を通じて同額とし、別紙第2により算出するものとする。ただし、水道・電気・都市ガス事業者の供給単価（基本料・使用量単価等）及び、し尿浄化槽の清掃・汚泥除去・し尿くみ取り・公共下水道等清掃事業者の処理単価（以下「供給単価」という。）が前年度又は、当該年度半ばに増（減）額した場合は該当する総合単価を改正し、当該月以降改正した単価をもって水道料金等を算定するものとする。この場合、総合単価算出式のうち、供給単価を増

（減）額して算出した単価をもって前年度の実績による総合単価と見なすことができる。また、汚水処理料のうちし尿浄化槽・単独型を除き総合単価が10円未満の場合は10円とする。

なお、算出した単価に円未満の端数を生じた場合はその端数を四捨五入して円単位とする。

イ 給水区分・契約電力・ボイラーの燃種・し尿処理方式の変更及び各設備の建替並びに使用量が当該年度に著しく増減した場合は、該当する総合単価を当該月以降毎月算出して水道料金等を算定するものとする。この場合、総合単価算出式のうち前年度の実績値を当該月の実績値に置き替えて算出すること。

なお、毎月行う算出は1か年実施し、この実績をもって次年度の総合単価とする。

また、端数処理は、前アに準じて実施するものとする。

(3) 使用量

水道料金等の算定に用いる使用量は、計量値によるものとする。ただし、計量器を設置しない場合は、次による。

ア 使用機器の定格容量に推定使用時間を乗じた数値とする。

イ 隊員が使用するテレビジョンの標準使用量及びテレビジョン以外の電気機器の標準使用時間数は、別紙第3に掲げる数値とする。

3 徴収料金の取扱要領

水道料金等は、毎月部外者から現金で徴収し、別紙第4に掲げるところにより駐屯地等の使用額とともに水道事業者、電力会社、都市ガス供給事業者、清掃事業者等への支払に充当（以下「支払充当額」という。）し、又は歳入金として国庫に納付するものとする。

4 報告要領

方面総監及び自衛隊中央病院長は、水道料金等について、部外者が使用した結果を使用実績報告書（別紙第5）により陸上幕僚長に毎年6月末日までに報告するものとする。

5 その他

(1) 施設の減価償却費の算出

駐屯地業務隊長等（駐屯地業務隊長及び駐屯地業務を担当する部隊等の長をいう。以下同じ。）は、水道料（自隊給水）総合単価算出表（その1）（付紙第1）及び蒸気総合単価算出表（付紙第3）の作成に当たり施設の減価償却費については、関係の地方防衛局・同支局に依頼することができる。

(2) 使用料の減額

駐屯地業務隊長等は、部外者から水道料金等の減額又は無償の取扱いを受けたい旨の申請があった場合、真にやむを得ないものと認めるものに限り当該部外者の種別・氏名・使用人員・期間、予定使用量（予定処理量）、予定水道料金等及び理由を記載した申請書に総合単価算出表を添付して陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

(3) 計量器の設置

駐屯地業務隊長等は、部外者に給水・給電・給汽及び都市ガスを供給する場合は、当該部外者に計量器を設置させるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 使用量が少量又は使用期間が短期間で当該使用量が推定できる場合

イ 従来の使用実績から使用量を推定できる場合

(4) 国家公務員宿舎に専用の水道施設を有する場合の特例国家公務員宿舎において、当該宿舎専用の水道・都市ガス供給施設及び汚水処理施設を有する場合は、この通達は適用しない。

(5) 国家公務員宿舎の寒冷地における水道料金減額の特例寒冷地の国家公務員宿舎において当該宿舎に不凍水栓（せん）等の設備がないため凍結防止を目的として放水する場合の水道料金（自隊給水の場合）は、凍結防止と推定される水量の50%に相当する金額を無償とすることができる。

(6) 部外者の行う工事等用電力の処理

駐屯地業務隊長等は、駐屯地等において、大規模な工事等で一定期間に多量の電力を必要とする場合は、当該工事業者等に直接電力会社から臨時電力の供給を受けさせるものとする。

(7) 私有電気機器の電気料金無償の処置

隊員が所有する電気機器のうち、次にかかわる電気料金は無償とすることができる。

ア 服務指導上必要なもの（電気アイロン、ヘアードライヤ、電気かみそり等）

イ 定格容量50ワット未満の電気機器

添付書類：別紙第1～別紙第5

配布区分：会計監査隊長

中央会計隊長

水道料金等徴収額算定表

料金区分		徴収額算定式	備 考
水道料金		$(\text{総合単価 円}/\text{m}^3) \times (\text{部外者使用量 m}^3) \times (1.02)$	
電気料金		$(\text{総合単価 円}/\text{KWH}) \times (\text{部外者使用量 KWH}) \times (1 + \text{損失率})$	<p>1 損失率は次による。</p> <p>(1) 20,000 ボルト以上の受電の場合 5%</p> <p>(2) 6,000 ボルト受・配電の場合 3%</p> <p>(3) 6,000 ボルト受電 3,000 ボルト配電の場合 6%</p> <p>(4) 200 ボルト又は 100 ボルト受電の場合 0</p> <p>2 部外者の原因により契約電力を更改した場合は、当該月以降の電気料に更改に伴う基本料金の増額分を加算して当該部外者に負担させるものとする。</p>
蒸気料金		$(\text{総合単価 円}/\text{トン}) \times (\text{部外者使用量 トン}) \times (1 + \text{損失率})$	<p>1 損失率は、ボイラーの型式、配管の状況等に基づく実損失とする。</p> <p>2 蒸気料金に含まれる燃料の対価は、現品で受領すること。</p>
都市ガス料金		$(\text{総合単価 円}/\text{m}^3) \times (\text{部外者使用量 m}^3)$	
汚 水 処 理 料	し尿浄化槽 (単独型)	$(\text{総合単価 円}/\text{人}) \times (\text{部外者使用人員})$	し尿浄化槽・単独型及びし尿くみ取りの部外者使用人員は料金算定期間内の延べ人員とする。
	し尿浄化槽 (合併型)	$(\text{総合単価 円}/\text{m}^3) \times (\text{部外者の汚水量 m}^3)$	
	し尿くみ取り	$(\text{総合単価 円}/\text{人}) \times (\text{部外者使用人員})$	
	公共下水道	$(\text{総合単価 円}/\text{m}^3) \times (\text{部外者水道使用量 m}^3) \times (1.02)$	

注：この表は、本文第 1 項に示す部外者を含み、駐屯地等に宿泊しない者には適用しない。

水道料金等の総合単価算出表

区 分	総合単価算出式	備 考
水道料 (都市給水)	{ (駐屯地等が請求を受けた前年度の水道料金) + (駐屯地等が前年度に使用した給水用電気料) + (駐屯地等が前年度に使用した消毒薬品等) } ÷ { 駐屯地等が前年度に供給を受けた水道使用量 }	
水道料 (自隊給水)	1 付紙第1により算出する。 2 次の各号に掲げる場合は、付紙第2により算出した単価を適用することができる。 (1) 特別会計以外の国の機関 (2) 国家公務員宿舎のうち、山間へき地等で陸上幕僚長が特に給水環境が悪いと認めるもの。	1 算出した単価が周辺市町村等の水道事業者の供給単価を超える場合は、当該水道事業者の供給単価を基準として総合単価を算出することができる。 2 都市給水及び自隊給水を併用する駐屯地等で、それぞれの使用量を明確に区分できない場合は、都市給水の総合単価を適用することができる。
電気料	(駐屯地等が請求を受けた前年度の電気料) ÷ (駐屯地等が供給を受けた前年度の電力使用量)	
蒸気料	付紙第3により算出する。	
都市ガス料	(駐屯地等が請求を受けた前年度の都市ガス料) ÷ (駐屯地等が供給を受けた前年度の都市ガス使用量)	
汚水処理料 (し尿浄化槽・単独型)	{ (駐屯地等が請求を受けた前年度の清掃費) + (駐屯地等が当該し尿浄化槽の管理のために使用した前年度の水道料・電気料・放流水滅菌費・水質検査料等の経費) } ÷ { 駐屯地等が当該し尿浄化槽を使用した前年度の延べ人員 }	前年度の延べ人員は、当該し尿浄化槽を使用する隊員及び部外者の人員とし、毎月末人員を基準として算出する。

<p>汚水処理料 (し尿浄化槽・合併型)</p>	<p>{ (駐屯地等が請求を受けた前年度の清掃費・汚泥除去費) + (駐屯地等が当該し尿浄化槽の管理のために使用した前年度の水道料・電気料・放流水滅菌費・水質検査料等の経費) } ÷ { 駐屯地等が当該し尿浄化槽に流入させた前年度汚水量 }</p>	<p>前年度の汚水量が明確でない場合は、水道使用量を汚水量とみなすことができる。</p>
<p>汚水処理料 (し尿くみ取り)</p>	<p>(駐屯地等が請求を受けた前年度のし尿くみ取り料) ÷ (駐屯地等がくみ取り便所を使用した前年度の延べ人員)</p>	<p>延人員の算出は、し尿浄化槽・単独型の算出要領に準ずる。</p>
<p>汚水処理料 (公共下水道)</p>	<p>(駐屯地等が請求を受けた前年度の都市ガス料) ÷ (駐屯地等が供給を受けた前年度の都市ガス使用量)</p>	

水道料（自隊給水）総合単価算出表（その 1）

駐屯地等名：

算出期間：

適用年度：

項目	金額（円）	算出根拠
電気料 人件費 維持修理費 施設の減価償却費 原水料 浄化等薬品費 事務用消耗品費 事務費 水質検査料 その他 計（A）		
1 m ³ 当たり単価（B）		年間総給水量： m ³
周辺市町村の 水道事業者単価		市町村名：
部外者に適用する 単価		
備考		

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

- 1 計算の適用期間は、前会計年度とする。
- 2 電気料は、給水業務に係る照明・動力・保温等すべての用途を含む。
- 3 人件費は、給水業務を担当する隊員の年間給与支給額（給与所得者の源泉徴収票に記載された支払金額）とする。この場合において、給水係が汚水処理の業務を兼ねているときは、これを案分する。ただし、人件費に限り会計年度を暦年度とすることができる。
- 4 維持修理費は、給水に係る施設の維持、修理に要した経費とし、隊力施工等による場合は、陸幕施第 406 号（43. 8. 3）「部隊施工工事並びに修繕及び模様替における国有財産台帳に登録すべき国有財産の価格の算定について（通達）」（例規 82）を準用し、労務費を加算するものとする。
この場合、修理費が多額で当年度で計上することが適当でない認められる場合は、方面総監の承認を経て複数年度にわたり計上することができる。ただし、施設整備工事による場合は、施設の減価償却費として計上する。
- 5 施設の減価償却費は、給水に係るすべての施設を対象とする。
- 6 浄水等薬品費は、ろ過薬剤・給水消毒薬品・塩素ガス除外セット用薬品費及び器具損料等のすべてとする。
- 7 事務費は、通信費、旅費及び事務用備品の償却を含む。
- 8 水質検査料は、部外委託による検査料及び自隊検査薬品費とする。
- 9 その他は、採暖費、塩素ガス除外セット償却費のほか前各項に含まれていない経費の合計額とする。
- 10 1 m^3 当たり単価（B）は、 $(A) \div (\text{年間総給水量})$ により算出する。
- 11 周辺市町村の水道事業者単価は、それぞれの超過料金単価とする。
- 12 必要により細部事項を別葉として添付するものとする。

水道料（自隊給水）総合単価算出表（その2）

駐屯地等名：

算出期間：

適用年度：

項目	金額（円）	算出根拠
電気料 原水料 浄化等薬品費 水質検査料 計（A）		
1 m ³ 当たり単価（B）		年間総給水量： m ³
周辺市町村の 水道事業者単価		市町村名：
部外者に適用する 単価		
備考		

寸法：日本産業規格A4

記載要領：付表第1に準じる。

蒸気総合単価算出表

駐屯地等名：

算出期間：

適用年度：

項目	金額 (円)	算出根拠
水道料 電気料 人件費 修理費 施設の減価償却費 保守料 事務用消耗品費 事務費 その他 計 (A)		
1トン当たり単価 (B)		
部外者に適用する 単価		
燃料の種類 及び使用量		
備考		

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領：

- 1 計算の適用期間は、前会計年度とする。
- 2 水道料、電気料、人件費、修理費、施設の減価償却費、事務用消耗品費、事務費、その他は、付表第1の作成要領に準じて算出する。
- 3 保守料は、洗缶、水処理のほか、ばい煙測定（方面隊統一価格）、給油、その他の保守業務に要した経費とする。
- 4 この表は、ボイラー室ごとに作成する。
- 5 必要により細部事項を別葉として添付する。

電気機器の標準使用量等

1 テレビジョンの標準使用量

区 分	標準使用量 (KWH/月)	備 考
定格容量 50ワット以上 70ワット未満	10	標準使用量が方面隊、中央業務支援隊又は自衛隊中央病院の特性上適当でない場合は、増(減)することができる。
定格容量 70ワット以上 100ワット未満	15	
定格容量 100ワット以上	20	

2 テレビジョン以外の電気機器の標準使用時間数

機器名	機器別使用時間数 (H/月)	備 考
電気洗たく機	40	1 標準使用時間数が方面隊、中央業務支援隊又は自衛隊中央病院の特性上適当でない場合は、増(減)することができる。 2 この表以外の機器については、方面総監、中央業務支援隊長又は自衛隊中央病院長の定めるところによる。
電熱器	70	
電気ポット	35	
電気冷蔵庫	215	
トースタ	15	
温風機又は扇風機	150	
オーディオ機器	100	
清掃用ポリッシャ	30	

徴収料金取扱表

区 分	支払充当額	歳入金	備 考
水道料金	水道料、電気料、原水料相当額	支払充当額以外の全部	
電気料金	電気料相当額		
都市ガス料金	都市ガス料相当額		
蒸気料金	水道料、電気料相当額	支払充当額以外の全部	燃料は、現金で徴収せず現品を受領する。
汚水処理料	水道料、電気料、清掃費、汚泥除去費、し尿くみ取り料、公共下水道使用料	支払充当額以外の全部	

陸上幕僚長 殿

令和 年度 部外者使用実績報告書

発簡番号：

発簡日付：

方面隊等名：

駐屯地等	部外者の種別	適用単価 (円/m ³)	年間消費 水量 (m ³)	徴収額 (円)	徴収額内訳 (円)		部外者 使用率 (%)	使用目的	備 考
					歳入金額	支払充当額			

寸法：日本産業規格A4

記載要領：

- 1 この報告書は、駐屯地等を単位として、水道料金、電気料金、蒸気料金、都市ガス料金、汚水処理料金に区分し、それぞれ別葉に作成する。
- 2 水道料金以外の作成に当たっては、次の各号に定めるとおり読み替えるものとする。
 - (1) 電気料金：適用金額は(円/KWH)、年間消費水量は年間消費電力量(KWH)
 - (2) 蒸気料金：適用単価は(円/トン)、年間消費水量は年間消費蒸気量(トン)
 - (3) 都市ガス料金：適用単価は(円/m³)、年間消費水量は年間消費ガス量(m³)
 - (4) 汚水処理料金：適用単価は(円/m³)、年間消費水量は年間汚水処理量(m³)
- 3 部外者使用率は、次の式により算出する。

$$\text{部外者使用率} = (\text{部外者消費水量等} \div \text{駐屯地等使用水量等}) \times 100$$